

グループホーム菜の花運営規程（Bユニット）

（事業の目的）

第1条

医療法人社団誠道会が開設するグループホーム菜の花（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型共同生活介護事業および介護予防認知症対応型共同生活介護事業（以下「事業等」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業員等が、要介護状態または要支援2にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定認知症対応型共同生活介護および介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「認知症対応型共同生活介護等」という。）を提供し、利用者が地域との交流による社会参加や自立した日常生活を送れるよう支援することを目的とする。

（運営の方針）

第2条

事業所の従業員等は、介護計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合でも、利用者が事業所においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

2 事業等の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 グループホーム菜の花
- （2）所在地 岐阜県各務原市鵜沼東町6丁目8-1
- （3）ユニット 事業所は、2ユニット（A・Bユニット）から構成される

（従業員の職種、員数及び職務の内容）

第4条

事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名 （常勤職員1名、兼務）

管理者は、事業所（A・B両ユニット）の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- 2 計画作成担当者 2名（介護支援専門員1名、介護従事者等と兼務1名）

計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、他の介護従事者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という。）を作成する。

計画作成担当者は、各ユニット（A・B）に1名ずつ置く。

3 介護従事者 6名以上（管理者、計画作成担当者等との兼務者含む）

介護従事者は、介護計画に基づき、適切な技術をもって、認知症対応型共同生活介護等の提供を行う。

（入所定員）

第5条

認知症対応型共同生活介護等の定員はAユニット9名・Bユニット9名 合計18名とする。

（利用料、その他費用について）

第6条

事業所の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）によるものとし、当該認知症対応型共同生活介護等が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合に応じた額とする。

2 法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）の額とする。

3 前2項の支払いを受ける額その他、次に掲げる費用の額の支払いを受けることとする。

- | | |
|----------|---------------|
| （1）食材料費 | 1日あたり 1,200 円 |
| （2）居室料 | 1日あたり 1,500 円 |
| （3）日常生活費 | 1日あたり 400 円 |
| （4）光熱費 | 1日あたり 300 円 |
| （5）保証金 | 入居時、50,000 円 |

4 前各号にあげるもののほか、理美容代、おむつ代などの日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

5 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（入退居に当たっての留意事項）

第7条

従業員等は、利用者に対して次の点に留意し、援助を行う。

- （1）グループホームの規則を守り、他の迷惑にならないようにする。
- （2）共有の施設・設備は他の迷惑にならないように利用する。

2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退去してもらう場合がある

3 退去に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退去に必要な援助を行うよう努める。

（医療連携体制および緊急時における対応方法）

第 8 条

事業所は訪問看護ステーションとの契約により看護師を確保し、利用者の状態の判断や従業員等に対して医療面からの適切な指導・援助を行わせ、また医療ニーズが必要となった場合には 24 時間連絡可能な体制をとり、適切な対応が取れるようにする。

2 従業員等は、認知症対応型共同生活介護等の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、看護師に報告し、主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

（非常災害対策）

第 9 条

事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

（利用者からの苦情を処理するために講ずる措置）

第 10 条

事業所は、利用者からの苦情に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者を設置し、円滑かつ迅速に苦情処理を行うための体制及び手順を作成する。

（身体拘束等の禁止）

第 11 条

事業所は原則として利用者に対する身体拘束を行わない。ただし、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は除く。

その場合には、あらかじめ利用者の家族に、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、身体拘束等の様態及び目的、身体的拘束等を行う時間、期間等の説明を行い同意を得た場合に限るものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第 12 条 当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待防止のための研修会を定期的を開催する。
- (4) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 13 条

利用者の個人情報、個人情報保護法に基づき、個人情報取り扱い規定を定め、適正に管理するものとする。事業者は、職員に対し職員である期間および職員でなくなった後においても、正当な理由なくこれら業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持すべき旨に従業員等との雇用契約の内容とするものとする。

ただし、行政機関、他のサービス提供期間と連携する上で、その個人情報の開示が必要な場合は、利用者又はその家族からあらかじめその旨の承諾を得ておくものとする。

(運営推進会議)

第 14 条

事業所が地域に密着し、地域に開かれたものにするために、運営推進会議を設置する。

2 運営推進会議は、利用者の家族、市町村職員、地域包括支援センター職員、地域住民の代表者等から構成する。

3 運営推進会議は、おおむね4ヶ月に1回程度開催し、事業所の活動状況を報告し、その評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴くものとする。

4 前項の報告、評価、要望、助言等について記録を作成するとともに、当該記録を公表するものとする。

(その他の運営についての留意事項)

第 15 条

事業所は、従業員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 研修 年1回以上

(2) 介護計画に基づき終日を通し介護ができる人員を整える。

2 従業員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

従業員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団誠道会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成15年11月10日から施行する。

この規程は、平成16年1月13日から施行する。

この規程は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 17 年 2 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 17 年 2 月 14 日から施行する。

この規程は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 19 年 11 月 10 日から施行する。

この規定は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 8 月 19 日から施行する。